

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、令和元年度に公表した健全化判断比率を次の通り公表します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	9.3 (25.0)	15.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載すること。
- 2 北大東村の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定により、令和元年度に公表した資金不足比率を次の通り公表します。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
簡易水道特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。
「令第 17 条第 1 (2,3,4) (括弧書き) の規定により事業の規模を算定」